

浪江町農業委員会総会議事録 (令和7年4月定例会)

1 開催日時 令和7年4月21日(月)午後1時30分から午後1時57分

2 開催場所 浪江町防災交流センター 会議室

3 出席委員(11人) 欠席委員(1人)

会長	4番	菅野 富美恵	(出)
会長職務代理者	1番	鈴木 敬二郎	(出)
委員	2番	松田 孝司	(出)
	3番	岡 高志	(出)
	5番	中野 弘寿	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	高野 順	(欠)
	8番	加藤 修	(出)
	9番	川島 優	(出)
	10番	柴野 正男	(出)
	11番	武藤 栄治	(出)
	12番	三瓶 徳久	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員(15人)

浪江地区担当	畠山 行男	苅野地区担当	藤田 一宏
幾世橋地区担当	鎌田 光男	苅野地区担当	高野 諭吉
幾世橋地区担当	廣内 忍	苅野地区担当	吉田 あや子
幾世橋地区担当	木幡 裕秋	苅野地区担当	松本 善郎
請戸地区担当	脇坂 薫	苅野地区担当	笠井 宏光
請戸地区担当	荒川 勝己	津島地区担当	今野 勝彦
大堀地区担当	遠藤 定郎		
大堀地区担当	山田 勝広		
大堀地区担当	半谷 祥一		

5 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件(所有権移転)	4 件
議案第2号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件	1 件

6 事務局職員

事務局長	大浦 龍爾
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	七海 遼哉
事務局員	紺野 ゆかり

議長

それでは、只今より4月定例会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は11名でございます。また、推進委員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。

まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり、5番中野委員および11番武藤委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1番、2番、3番及び4番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、〇番〇〇委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。

(〇〇委員退席)

再開いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1番、2番及び3番について、譲受人が同一であるため一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは一括審議といたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1番、2番及び3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書2ページ1番、2番、3番読み上げ)

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高野推進委員

苅野地区担当の高野です。

所有権移転1番の件について、4月13日に聞き取り調査を終了しましたので報告いたします。〇〇さんの申請農地が〇〇〇西側に隣接しています。震災後も草刈りは行っていましたが、耕作はしていませんでした。以前から大雨の度に、〇〇から土砂が流入していたため、当時該当農地で牛を飼育していた弟の〇〇さんに相談していましたが、解決しなかったということです。2年前に〇〇さんが町に戻り、再度相談したところ、今まで大変迷惑をかけたので買い取らせてほしいと申し出があり、合意に至ったそうです。

所有権移転2番について、申請農地は、〇〇〇南側斜面にある田であり、しばらく耕作をしていませんでした。大雨の際には、脇の水路から土砂が流入し、その都度復旧を要していました。〇〇さんは、今後も耕作の意思がないことから譲りたい、〇〇さんに引き受けてもらおうと合意があったそうです。

所有権移転3番について、〇〇さんは、震災前加倉地区に住んでおり、平成

5年に申請農地を〇〇さんから購入したそうです。震災後、農業を継続できる土地を求めて北海道に移り住んでおり、今回〇〇さんから農地を買戻したいとの意向が伝えられました。〇〇さんが高齢になり、遠隔地からの行き来がままならないことから、売却することにしたそうです。

譲受人からの聞き取りによりますと、〇〇の土砂が流出するなど〇〇の管理で周辺の地権者の方々に迷惑をかけてしまいました。今後は、周辺地域に迷惑をかけないように対処していきたいと思っております。今回購入を合意した1番2番の農地には、〇〇南側に流れる2本の水路があります。うち西側の1本は、昨年11月より改修工事をして、土側溝からU字溝の設置を完了しております。東側も三分の一の改修を確認できました。3番の農地は買い戻すことで合意しており、牧草栽培地として放牧にも利用していけるように管理していくとのことでございます。以上、聞き取り調査の結果報告でございます。ご審議お願いします。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑なし)
質疑無し、と認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第1号1番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数と認めます。よって議案第1号1番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第1号2番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数と認めます。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第1号3番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数と認めます。よって議案第1号3番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 4番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書2ページ4番読み上げ)

説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

鎌田推進委員 幾世橋地区担当の鎌田です。
4月15日に電話で聞き取りを行いました。〇〇さんは現在本宮市に住んでおり、浪江町には月1、2度住宅の管理に訪れています。農地は、震災前も貸していたため、農機具等も所有していません。できれば誰かに農地を譲りたいと考えていました。〇〇さんは、該当農地に隣接した農地を所有しており、自宅と該当農地も近いことから相談してみたところ、快く引き受けて頂けることになりました。
〇〇さんの現在所有している農地は、知人に保全管理をお願いしています。新たに取得した農地と合わせて、管理をしていきたいということです。また、今後農地バンク等で担い手や借り手があれば任せていきたいと考えているそうです。なお、該当農地を現地で確認したところ、耕起、草刈り等よく管理されていることを確認いたしました。以上、審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第1号4番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)

起立多数と認めます。よって議案第1号4番に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇番〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。
(〇〇委員入室)

つづきまして、
議案第2号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第18条の規定により、〇〇地区〇〇推進委員及び〇〇推進委員の退席を求めます。

暫時休議いたします。
(〇〇推進委員、〇〇推進委員退席)

再開いたします。
議案第2号 農用地利用集積等促進計画の策定にかかる意見及び確認の申出に対し審議の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。
(議案書36ページ読み上げ)

南棚塩地区 計 借受者 5 名、139 筆、665,879 m²

この件については、2 月の定例会で同様に意見照会がありました。また、議案書 37 ページにありますように福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項に基づき意見照会がありました。

概要については、38 ページになります。(議案書 38 ページ読み上げ)

なお、各資格要件については、事務局で問題がないことを確認いたしました。説明は以上です。よろしく申し上げます。

議長

事務局の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第 2 号に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。よって議案第 2 号に原案のとおり承認を与えます。

ここで、〇〇推進委員及び〇〇推進委員の入室を認めます。

暫時休議いたします。

(〇〇推進委員、〇〇推進委員入室)

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 7 年 4 月 21 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 1 時 57 分

議 長

議事録署名人 (5 番)

議事録署名人 (11 番)